

様式第六号(第百六十五条の四関係)

(表面)

介護保険検査証
(法第一百七十二条関係)

(裏面)

第 号

令和 年 月 日交付

顔写真

厚生労働大臣又は
都道府県知事

印

官職又は職名 氏 名

生年月日

介護保険法(抄)

(報告の徴収等)

第百七十二条 厚生労働大臣又は都道府県知事は、支払基金又は第六十一条の規定による委託を受けた者(以下この項及び第二百七条第二項において「受託者」という。)について、介護保険関係業務に関し必要があると認めるときは、その業務又は財産の状況に関する報告を徴し、又は当該職員に実地にその状況を検査させることができる。ただし、受託者に対しては、当該受託業務の範囲内に限る。

2 第二十四条第三項の規定は、前項の規定による検査について、同条第四項の規定は、前項の規定による権限について準用する。

3 (省略)

第二百七条 (省略)

2 第百七十二条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした支払基金又は受託者の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

備考 この用紙は、A列7番とし、厚紙を用い、中央の点線の所から二つ折とすること。